

**※必ずご覧ください。**

入札に参加する事業者の皆様へ

### 長期継続契約に係る留意点

**契 約 期 間**：複数年度にわたる全期間とします。（本契約の契約期間はそれぞれ  
36か月です。）

**契 約 金 額**：契約期間における契約金額の総額とします。（以下「契約金総額」  
という。）

**損 害 金 等**：契約の履行遅延に基づく損害金及び乙（契約の相手方）の責によ  
る甲（川崎市）の解除権に基づく損害賠償金は、契約金総額を基準  
とします。

**契約保証金**：契約金総額を基準とします。

**特 約 条 項**：翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額や削除が  
あった場合には契約を変更又は解除することがあります。

**入 札 書**：契約金総額（税抜）での入札とします（36か月）。